

平成28年度保険料率について

1. 今後のスケジュールについて
2. 平成28年度保険料率に関する論点について
 - ・5年収支見通し等を踏まえたH28年度保険料率
 - ・激変緩和措置
 - ・変更時期

今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール（27年10月時点での見込み）

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運営委員会	H28 平均保険料率			H28 都道府県単位保険料率		
	支部間のインセンティブ制度					
	H28 事業計画					
	H28 予算					
	10/14	11/25	12/9	12/25	1/29	3/24
支部評議会	評議会意見の提出		↑		↑	
	H28 保険料率			H28 都道府県単位保険料率		
	H28 支部事業計画(支部の独自事業など) H28 予算(特別計上経費)					
	(支部長意見の申出) ↑					
	保険料率の広報等					
国				政府予算案 閣議決定	激変緩和率 の提示	保険料率 の認可等
	後期高齢者支援金の加算・減算制度検討ワーキンググループ(厚労省)					
	事業計画、 予算の認可等					

平成28年度保険料率に関する論点について

1. 28年度保険料率

28年度保険料率についてどのように考えるべきか。

○ 直近の5年収支見通し(27年9月試算)等も踏まえて、28年度保険料率についてどう考えるか。

- ①10%に据え置き ☆長いスパンで安定的な運営が可能となる。
★今後5年間は、法定準備金の2倍を超える準備金を保有し続けることとなる。
- ②9.7%に引き下げ ☆H28年度の単年度収支が均衡する。
★賃金上昇率が0%のケースでは、H31年度の準備金残高が、法定準備金を下回る。
- ③9.8%に引き下げ ☆賃金上昇率が0%のケースでも、5年後の法定準備金は確保できる。
★賃金上昇率がいずれのケースであっても、H29年度以降の収支が赤字となる。

※②、③の場合、近い将来の保険料引き上げが必要と見込まれる。

2. 激変緩和措置

28年度の激変緩和措置についてどのように考えるべきか。

○ 28年度の激変緩和率についてどう考えるか。※平成27年度の激変緩和率は3.0/10

- ① 現時点の激変緩和措置の期限である平成32年3月31日までに激変緩和率を均等に引き上げる場合は、毎年度1.4/10ずつ引き上げる必要があり、平成28年度は4.4/10となる。
- ② 今年5月に成立した医療保険制度改革法により、激変緩和措置の期限を引き延ばす(最長平成36年3月31日まで)と、激変緩和率の引き上げを緩やかにすることができる。

3. 変更時期

保険料率の変更時期は、4月納付分からでよいか。